

太田市中規模小売店舗出店要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中規模小売店舗における小売業者の事業活動の概要を把握することにより、周辺地域の環境と保全に努め秩序ある商業活動の確立を図り、もって本市地域商業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模小売店舗 一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。
- (2) 出店者 中規模小売店舗を設置（既存の建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物が中規模小売店舗となる場合を含む。）する者及び中規模小売店舗において小売業を営もうとする者をいう。
- (3) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。
- (4) 商工会議所等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会をいう。

(中規模小売店舗の設置者及び小売業者の責務)

第3条 中規模小売店舗の設置者は、その周辺地域の生活環境の保持に努めるため、その施設及び運営方法について適正な配慮を講じ地域住民の生活の利便性及び生活環境の保持を図りつつ、地域の特性に適合した秩序ある商業活動の確立が図られるよう努めなければならない。

(中規模小売店舗設置者及び小売業者の届出)

第4条 出店者は、新たに中規模小売店舗を設置しようとするときは、当該店舗の営業開始の日又は中規模小売店舗となる日の1月前（1月前までに、当該建物について建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築確認申請又

は太田市開発事業指導要綱（平成１７年太田市告示第１７号）の規定に基づく開発事業事前協議の申請を行う場合にあっては、その申請の前）までに中規模小売店舗出店計画概要届出書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

- ２ 前項の届出をした者で、次に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、遅滞なく中規模小売店舗変更届出書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗面積
- (2) 閉店時刻
- (3) 開店予定日
- (4) 休業日数

（商工会議所等への通知）

第５条 市長は、前条に規定する届出があったときは、速やかに商工会議所等へその旨通知するものとする。

（市長の指導、助言）

第６条 市長は、第４条の規定による届出があったときはこれを受理し、必要に応じて経営の近代化、都市計画等街づくりの観点に立った商業活動の確立が図られるよう指導及び助言を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成１７年３月２８日から施行する。

（経過措置）

- ２ この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市中規模小売店舗出店要綱（昭和６１年１０月１日太田市制定）、尾島町中規模小売店舗の調整に関する要綱（昭和６２年９月１日制定）又は藪塚本町中規模小売店舗の調整に関する要綱（昭和６０年６月１日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。